

## 20250625 反対討論原稿（税条例専決処分）

報告第 15 号、「むつ市税条例の一部を改正する条例」の専決処分を承認することに対し、反対します。

理由は、この専決処分が、地方自治法の規定に反しているからです。

そのことについて、4つの論点から述べさせていただきます。

まず、1点目、今回の、むつ市税条例の一部改正について、

提案理由は、「~~地方税法の一部改正に伴い、~~軽自動車税の、種別割に係る、二輪車の車両区分の見直しに係る改正等」とされており。

しかし、実際には、軽自動車税の他に、住民税における「特定親族特別控除」と、「加熱式たばこに係るたばこ税」についての改正も行われております。

これらの施行日は、軽自動車税は、本年 4 月 1 日ですが、「特定親族特別控除」は、来年、令和 8 年 1 月 1 日、「たばこ税」に至っては、来年の、令和 8 年 4 月 1 日であり、1 年後に施行される内容が、すでに、今年 3 月 31 日付けで、改正されています。

次に、2点目、地方自治法との関係性についてですが、本来、条例の改正は、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決が必要です。

この、本来、議会の議決が必要である条例改正を、議決なしに専決処分する根拠は、地方自治法第 179 条第 1 項です。

この第 179 条は、議会が成立しない時、などの理由に限り、専決処分が可能であることを定めており、今回の専決処分においては、「特に緊急を要するため、議会を招集する、時間的余裕がないことが、明らかであると認めるとき」という条文以外に、適用される規定はありません。

しかし、前述のとおり、「特定親族特別控除」と「たばこ税」の改正は、いずれも令和 8 年の施行であり、議会で審議する時間は、十分にあります。

ゆえに、地方自治法が規定する、専決処分の要件に、該当しないことは明白です。

3点目、法令解釈についてです。

『新版 逐条 地方自治法 第 9 次改訂版』においては、専決処分を行うための「議会を招集する時間的余裕がない」ことの認定について、「自由裁量ではなく、羈束裁量に該当するものであって、長の認定には客観性がなければならない」とされ、「長の認定が客観的に誤っていた場合は、その処分が、違法となる」とされています。

また、全国町村議会 議長会が発行する『議員必携』では、地方自治法における専決処分についての規定が、現在の形となった、平成 18 年の法改正の趣旨について、「その運用に当たって、制度の趣旨を、逸脱することがないようにすべきであるとの観点から、専決処分が可能となる場合を、緊急性を要する場合に

限定して明確化するため」と、専決処分の恣意的な運用の防止が、法改正の趣旨であったことが記されています。

地方自治法には、第 179 条以外に、専決処分を定めている条項はありません。

また、その第 179 条の解釈について、首長の自由な裁量により専決処分ができる、と示している文献などもありません。

無論、地方自治法以外に、専決処分を定めている法律もありません。

したがって、法に基づいた手続きを行う以上は、「緊急を要するため、議会を招集する、時間的余裕がないこと」の客観性がなければなりません。

一方で、処分する事件の内容が軽微であるとか、効率性などの事務手続き上の理由は、専決処分できる理由には、なり得ません。

最後に 4 点目、このことに対する市の見解ですが、常任委員会においては、

「緻密で、漏れのない事務が、合理的かつ効率的に行えるよう、専決処分」であったり、

「緊急を要するというわけではなくて、今回は、国からの通知による、市税条例の整備」といった説明がありました。

これらは、いずれも、地方自治法第 179 条に則った事務、であることの説明には、なっておりません。

むしろ、この「緊急を要するというわけではない」という説明からも、本件が、地方自治法から逸脱した専決処分であることは明らかです。

また、「これまでも同じように専決処分してきた」という趣旨の説明もありましたが、誤りに気づいた時点で、それを正すのは当然であり、法の逸脱を、正当化する理由にはなりません。

以上のことから、論理的帰結として、今回の税条例の改正のうち、令和 8 年に施行となる部分の一部改正を、専決処分したことは、地方自治法の規定に合致せず、法から逸脱した、不当な専決処分であると考えます。

前述の『議員必携』には、~~こう記されています。~~

~~「もし、招集する時間的余裕があったと思われるのに、町村長が主観的に、時間的余裕がないとして、専決処分をしたというようなことがあれば、議会としては、毅然たる態度で不承認として、町村長に反省を与え、今後を戒めるべきである。」~~

本件は、地方自治、延いては民主主義の原則を揺るがすものです。

議案は否決すれば効力は発生しませんが、専決処分は議会が承認せずとも効力が生じます。

今後、同様の専決処分が、市民生活へ負の影響を及ぼす危険性は看過できません。

そのことを鑑みれば、決して容認すべきではありませんし、地方自治法に背く手続きを、市議会として、容認してはならないと考えます。

したがって、本報告を承認することに反対します。